

## 論点メモ（厚生労働省、総務省）

## 1. 健康保険の住所変更について（厚生労働省）

- (1) 全国健康保険協会（協会けんぽ）の加入者については、住所変更届の届出等が、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けにより省略されることとなった（平成 30 年 3 月以降）一方、健康保険組合加入者については、現時点で従前通り必要となっている。健保組合加入者についても、マイナンバーをキーとして健保組合から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へ照会することにより、住所変更届等の省略が可能となるが、照会一件あたり 10 円の手数料がかかり、費用対効果の面で全面的に導入することには至っていないとのことであった（第 2 回行政手続部会第 1 検討チーム（平成 29 年 10 月 5 日）、第 6 回行政手続部会第 1 検討チーム（平成 30 年 2 月 21 日））。手数料の引下げにつき、総務省と協議を行う予定であるとのことであったが（第 8 回行政手続部会（平成 30 年 5 月 29 日））、協議の進捗状況如何。
- (2) また、マイナンバーカードに健康保険証機能が実装されれば、住所変更届での手続は不要となるという理解でよいか。いつ頃には実現するのか。実現に当たって、厚生労働省で把握している課題としてはどのような点があるか。

## 2. J-LIS の手数料負担について（総務省）

- (1) 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に情報照会される場合の費用の妥当性（1 件当たり原則 10 円の手数料）につき検証すべしとの指摘が経済団体よりあり、総務省からは費用につき、「システムの構築・運用に要する費用に充てているが、これだけで全ての経費をまかなえているものではなく、都道府県からの負担金を得てシステムを維持している状況にある」などと回答があったが、手数料と、都道府県からの負担金はそれぞれどの程度の収入となっているのか。
- (2) 上記の健康保険組合の住所変更届の省略の件のように、手続簡素化の観点から、費用を低廉にし、より利用を広げていく方向で検討すべきではないか。

以上

＜行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）  
（平成 30 年 4 月 24 日規制改革推進会議行政手続部会） 抜粋＞

#### 4. デジタルファースト（行政手続の完全デジタル化）に向けて

（中略）

（2）また、行政手続の完全デジタル化に当たっては、事業者の目線で徹底的に使い勝手を改善し、使いやすいシステムを作ることが必要である。

（中略）

⑤マイナンバーを利用したバックヤード連携の費用負担の妥当性について、電子化促進の観点から検証する（例えば、住所情報を把握するために地方公共団体情報システム機構に照会する場合、1件当たり原則 10 円の手数料が徴収される）。

＜経済団体の意見に対する各省からの回答 抜粋＞

団体名	意見の内容	対応策	回答 省庁
新経済 連盟	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に情報照会される場合、費用の妥当性（1件当たり原則 10 円の手数料）の検証などを実施すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体情報システム機構は、法律に定められた国の機関等から法律に定められた事務の処理に関し求められた場合に、住基ネットの「本人確認情報」を提供することとされ、この場合、法律の規定に基づき手数料を徴収している。</li> <li>・この手数料は、本人確認情報を提供するためのシステムの構築・運用に要する費用に充てているが、これだけで全ての経費をまかなえているのではなく、都道府県からの負担金を得てシステムを維持している状況にある。</li> <li>・なお、本人確認情報の提供を受けるか否かについては、法律で定められた機関等において、①その提供を受ける場合の手数料等のコストと、②提供を受けない場合に別途の手段で情報確認するコスト等を、比較した上でご判断されるものである。</li> </ul>	総務省